

韓国における外国人移民の増加と多文化化

東京学芸大学大学院研究生

廣瀬 龍

韓国における外国人の流入

韓国では1990年にはわずか4万人にすぎなかった外国人居住者が、2003年には68万人、2013年には150万人と、短期間で急増した。2012年の韓国政府の発表によれば、国籍別に見ると中国(朝鮮族含む)が55.4%と最も多く、その次がベトナムやアメリカ、東南アジアの出身者が続き、そのうちの韓国の国籍取得者が29万人を超えている¹。その背景には、2004年に導入した、非熟練外国人労働者を有期契約の正規労働者として政府の管理下で受け入れる「雇用許可制」がある。さらに、韓国系外国人を対象とする非熟練外国人労働者の合法的な受け入れを拡大した制度導入もある(2002年の「就業管理制度」、2007年の「訪問就業制」等)。こうした外国人労働者政策の大転換により、非熟練外国人労働者は、2005年の17万3549人から、2011年1月現在、50万8649人へと急増した²。

一方、農漁村部や都市低所得層の結婚難や国際結婚仲介業のグローバル化などを背景として国際結婚が急増し、2001年には2万5182万人にすぎなかった結婚移民者は、2011年には14万1884人と、10年間で5.6倍にまで増加した。国際結婚家庭の子どもおよび外国人家庭の子どもの総数は、2010年末現在、約15万1154人に達しており、うち小・中・高等学校に在籍する子どもの数は3万8678人と、全体在学生の0.6%を占めるまでになっている³。

前述したように、多文化にルーツをもつ移住者が増加し、韓国における多文化共生社会が進行していき、2000年度半ばからは「多文化家庭⁴」「多文化家庭の子ども」という呼び名が一般化され、韓国政府は2006年に「多文化主義」を主旨とする多文化政策を推し進めるようになった。

韓国の多文化政策

1990年代から急速に進んだ外国籍住民の増加により、韓国社会の中では様々な摩擦や矛盾が表面化した。特に、2000年代以降から国際結婚が急増し、結婚移民者と国際結婚家庭の子どもたちが直面する諸問題が可視化されるようになった。国際結婚の急増を受けて、政府

¹ 李修京「韓国の多文化圏出身者家庭と人権問題」『グローバル社会と人権問題—人権保障と共生社会の構築に向けて』明石書店、2014年、pp.203~209参照。

² 法務部出入国外国人政策統計外国人政策本部「出入国外国人政策統計月報」2011年。

³ 『聯合ニュース』2012年3月12日。

⁴ 「多文化家庭」は韓国国民の配偶者として韓国に合法的に居住する結婚移民者と帰化者と外国人で構成される家族、帰化者同士の家族を指し、「多文化児童はそれらの間に生まれた韓国籍を有する子どもたちを指す。

レベルでの女性結婚移民者に対する実態調査が行われた。その結果、多くの国際結婚家庭において、言語および文化の違いから生じる社会的不適応、家族構成員間の葛藤、子どもの養育や教育問題、人権侵害や DV、社会的差別や偏見、経済的困窮などに直面していることが明らかになった⁵。それまで「単一民族国家」を主張していた韓国社会において、「多民族国家」に変貌する現状への認識が深まり、異なる文化的背景を持つ外国人との共生が、国家的課題として浮上した。とりわけ、国内滞在が一時的な外国人労働者とは異なり、永住する可能性の高い結婚移民女性と国際結婚家庭の子どもの増加は、それまでの韓国の移民政策を転換させ、各種の移民政策が次々に打ち出されるきっかけとなった。また移住労働者に対する深刻な人権侵害や結婚移民に対する社会的不寛容は「人種差別である」として国連から名指しで批判され、韓国の国際的イメージに大きな打撃となり、人権団体など市民運動圏からも行政の早急な対応策が求められた結果、2007年に「在韓外国人処遇基本法」、そして2008年には「多文化家族支援法」など、在韓外国人政策の中軸となる法律が施行され、政府と地方自治体さらに市民団体が提携しながら外国人の生活と人権擁護を謳う様々な施策が矢継ぎ早に実施されるようになった。

韓国における多文化共生政策を詳しく見ていく。韓国において外国人政策が大きく転換したのは、2003年の盧武鉉政権誕生後のことである。盧武鉉大統領は2006年の政府内会議で「韓国が多人種・多文化社会に移行することは、すでに逆戻りできず」「多文化政策を通じて移住者を統合しようとする努力をしなければならない」と宣言し「混血者及び移住者社会統合支援方案」と「結婚移民者社会統合案」の2政策を採択した⁶。こうした一連の外国人政策は、韓国社会において「血」のつながりを重視した単一民族・単一文化神話から韓国国民を覚醒させ、多様性を原理とする新しい社会作りを目を向けさせる上で画期的な作用を及ぼしたと考えられる。そして2007年に交付された「在韓外国人処遇基本法」は在韓外国人に対する処遇に関する基本的事項を定めることで、在韓外国人が韓国社会に適応し個人の能力を十分に発揮できるようにし、韓国国民と在韓外国人がお互いを理解し尊重する社会環境を作り、韓国の発展と社会統合に資することを目的に掲げている⁷。これにより、外国人居住者への社会適応支援策を実施する法的根拠が整えられた。

そして、2008年には、結婚移民者と国際結婚家庭の子どもへの支援策の基盤となる法律として、「多文化家族支援法」が公布された。この法律では「多文化家族の構成員が安定的な家族生活を営めることができるようにし、構成員の生活の質向上および社会統合に貢献すること⁸」が目的になっている。同法は、韓国社会への多文化主義の導入を目的としたものではなく、あくまで韓国国民の配偶者として韓国に合法的に居住する結婚移民者と、その間に生まれ

⁵ 薛東勳/イ・ヘギョン/チョ・ソンナム『結婚移民者家族実態調査および中長期支援政策方案研究』ソウル、女性家族部、2006年参照。

⁶ キムジュンシク「多文化時代の韓国社会と市民」『2011年民主主義学術討論会資料集』ソウル、民主化運動記念事業会、2011年、pp.51～70参照。

⁷ 法務部外国人政策課「在韓外国人処遇基本法 第1条」

(<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=122980&efYd=20130701#0000>)ソウル、2007年参照。

⁸ 女性家族部多文化家族政策課「多文化家族支援法 第1条」

(<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=142995&efYd=20140101#0000>)ソウル、2008年参照。

た韓国籍を有する子どもを対象に支援を行い、韓国社会への統合⁹を促すことに焦点があてられている。

また国際結婚家庭の子どもを主対象とした多文化政策や教育プログラムが各教育機関に整備され、定住外国人のための韓国教育カリキュラムも短期間的に質的・量的拡大がなされている。このように韓国が積極的に推進している社会統合策は「韓国人としての基本素養を備えるための教育」と位置づけられ、生活習慣や伝統、価値規範を「教育」するのが目的であり、外国文化を尊重し、多文化共生を目指すというよりは、国益中心に考え、社会への適応を一方的に求める同化政策を進めるものであり、文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとする視点が抜けている。支援に関しても、「多文化家族」や「多文化児童」とカテゴリー化し、特定の集団に限定することで個々人が抱える問題やマイノリティとしての多様性を排除してしまっていることも挙げられる。

韓国における課題

韓国は近年に多くの外国人が流入し、国連からの名指しによる人種差別という批判から政府主導の多文化政策が急速に進められ、多文化共生社会を目指している。韓国のこうした制度整備の早さと、政策関連の予算を年々拡大しての積極的な動きは日本における多文化共生社会の問題を考える上でも参考すべき点であるが、韓国が導入しているアングロサクソン型の政策が、必ずしも正しい選択とは限らないのも事実であり、慎重に考慮していかなければならないだろう。

また日本同様に一部のゼノフォビアも存在し、多文化のルーツを持つ移住者らに対する否定的ないし偏見により、善良な移住民たちが傷つくことも多々生まれている。そして韓国において外国人が急増した時期の多文化にルーツをもつ多くの子どもたちが、徴兵の義務を果たす年齢を迎えてきている。軍隊という閉ざされた空間の中で肌色の違いなどからいじめといった問題が生まれてくることも大いに考えられる。そのため、まずは韓国社会の一員であることを阻害するかのように氾濫している「多文化家族」や「多文化児童」という用語を社会的に撤廃し、どこどこの子どもではなく「韓国社会の構成員である一人の子ども」という認識を高める必要がある¹⁰ように改善していかなければならない問題も存在する。

⁹ 2011年現在、全国200カ所に「多文化家族支援センター」が設置され、韓国社会への早期定着を促すため、韓国語教育、韓国の伝統や習慣、料理などを学ぶ韓国文化理解教育、各種の相談業務や生活情報の提供、職業教育や就業支援などがなされている。国際結婚家庭の子どもを対象に、放課後の時間帯を利用した学習支援体制が整備され、補習や二重言語教育を行うなど、手厚い支援策が講じられている。

¹⁰ 李修京「韓国の多文化圏出身者家庭と人権問題」『グローバル社会と人権問題—人権保障と共生社会の構築に向けて』明石書店、2014年、p.207。